

トピック

小来川で

地区体育祭開く



■ 昭和四十七年も、あとひと月で暮れようとしています。師わすというと、何んとなく気わしいのですが、この年の瀬を無事に過すために、つぎのこと注意して、新しい明るいお正月をお迎えください。

■ 多額な現金を運搬するときは必ず護衛をつけましょう。警察に申し出でいただければ、警察官を派遣します。

昭和四十七年も、あとひと月で暮れようとしています。

備えあれば憂なし
“としの暮れの防犯”

（日光警察署から）

償却資産申告のお知らせ

昭和48年度の「償却資産申告書」を、今月20日ごろに各自業所にお送りします。

申告用紙が届かなかつたり、不足したりした場合は、税務課税務第二係にご連絡ください。

* 申告期限 1月31日

■ 事業所や営業所などに、売上げ金を夜間保管しないで、安全な場所に移して保管してください。

■ お子さんたちも冬休みになります。非行防止に目を光らせてください。

十一月十一日、小来川中学校校庭で、小来川地区体育祭が開かれました。今年で十二回目の

この体育祭に、約七百人の地元

○医療費の支払い 現在、組合健康保険加入者は医療機関の窓口に医療費の五割

十一月十一日、小来川中学校校庭で、小来川地区体育祭が開かれました。今年で十二回目の

この体育祭に、約七百人の地元

○医療費の支払い 現在、組合健康保険加入者は医療機関の窓口に医療費の五割

十一月十一日、小来川中学校校庭で、小来川地区体育祭が開かれました。今年で十二回目の

この体育祭に、約七百人の地元

に老人医療費の無料化が実施されることになりました。これにより、どの医療機関で治療を受けても、加入健康保険の種別に関係なく、医療費の支払いをしなくてすむなど、老人医療費の助成方法が、全面的に変わりました。おもな改正点は次のとおり。

○医療費の支払い 現在、組合健康保険加入者は医療機関の窓口に医療費の五割

十一月十一日、小来川中学校校庭で、小来川地区体育祭が開かれました。今年で十二回目の

この体育祭に、約七百人の地元

一月一日から、老人福祉法の一部が改正され、全国いっせいに老人医療費の無料化が実施されることになりました。

これにより、どの医療機関で治療を受けても、加入健康保険の種別に関係なく、医療費の支払いをしなくてすむなど、老人医療費の助成方法が、全面的に変わりました。おもな改正点は次のとおり。

○医療費の支払い 現在、組合健康保険加入者は医療機関の窓口に医療費の五割

十一月十一日、小来川中学校校庭で、小来川地区体育祭が開かれました。今年で十二回目の

この体育祭に、約七百人の地元

老人医療費の助成方法が

一月一日から変わります

なう予定ですが、該当者には別にお知らせしますから、必ず手続きをとつてください。

○治療に必要な書類

一月一日以降、治療を受ける場合は、次の書類を医療機関の窓口に出してください。

①老人医療費請求書（市役所・福祉事務所、または支所・出張所で交付します）

②健康保険証

③老人医療受給者証（新しいもの）

※請求書を持参しないと治療を受けられませんから、ご注意ください。

受給者証の切り替えは、十二月二十日から二十五日までに行ります。

70歳になつたら、老人医療費助成申請手続きを行

飲みません、車を車庫にしまままで
年末・年始の…

飲酒運転追放
県民総ぐるみ運動

12月21日～1月9日

